

一関市告示第163号

一関市外国人学生インターンシップ促進補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

一関市長 佐藤善仁

一関市外国人学生インターンシップ促進補助金交付要綱

(目的)

第1 この告示は、市内事業所等における外国人学生のインターンシップの受入れを促進し、外国人材の就労及び定着につなげるため、事業者が外国人学生を受け入れる際に要する経費に対し、予算の範囲内で一関市補助金交付規則（平成17年一関市規則第52号。以下「規則」という。）及びこの告示により一関市外国人学生インターンシップ促進補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) インターンシップ 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成2年法務省告示第131号）第9号に該当する在留資格を取得して行う活動であって、外国人学生が在学中に市内事業所等において行う、自らの専攻及び将来のキャリアに関連した実習・研修的な就業体験をいう。
- (2) 外国人学生 海外の大学等（卒業又は修了した者に対して学位の授与される教育課程（通信による教育を行う課程を除く。）をいう。）に在籍する外国人をいう。
- (3) 事業者 事業所等を有する法人又は個人事業主をいう。
- (4) 事業所等 事務所、営業所その他の事業を行うために必要な施設をいう。

(補助対象事業者)

第3 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内に事業所等を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人で、中小企業基本法第2条第1項各号の要件を満たす者とし、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金交付年度を含む過去3年度において、市税の滞納がない事業者であること。
- (2) 暴力団（一関市暴力団排除条例（平成27年一関市条例第38号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が、経営若しくは運営に関係している事業者でないこと。

（補助対象事業）

第4 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助金の交付を受けようとする年度の末日までに外国人学生を対象に実施するインターンシップであって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業者が当該インターンシップに係る外国人学生の滞在に要する費用の一部又は全部を負担するものであること。
- (2) インターンシップの場所が市内に所在する事業所等であること。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、国や他の団体等から同様の補助金等の交付を受けているものは、補助金の対象経費としない。

補助対象経費	補助金の額
最大2人の外国人学生をインターンシップで受け入れるために要した経費（消費税及び地方消費税相当分を除く。）とし、次に掲げるものとする。 (1) 交通費（海外からの渡航費を含む。） (2) 宿泊費 (3) 受入サポート（入管手続業務の委託等をいう。）の実施に要する費用 (4) その他外国人学生の受入に必要な経費で市長が適当と認める費用	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）で、1人当たり32万円を上限とし、1事業者につき1回限りとする。

（提出書類及び提出期日）

第6 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

（補則）

第7 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第6関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期日
規則第4条の規定による書類	外国人学生インターンシップ促進補助金交付申請書 1 事業実施計画書 2 インターンシップの受入計画が確認できる書類の写し 3 その他市長が必要と認める書類	第1号 第2号	別に定める。
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による書類	外国人学生インターンシップ促進補助金変更（中止）承認申請書 1 事業実施計画書（変更の場合） 2 その他市長が必要と認める書類	第3号 第2号	別に定める。
規則第13条第1項の規定による書類	外国人学生インターンシップ促進補助金請求書 1 事業実施報告書 2 インターンシップを実施したことを証明する契約書及び在籍証明書等の写し 3 インターンシップの受入れに要した費用を支払ったことが確認できる書類の写し 4 その他市長が必要と認める書類	第4号 第5号	別に定める。